

成田市地球環境保全協定実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成田市環境基本条例及び成田市環境基本計画における基本理念にのっとり、自主的な環境保全策を促進するとともに、本市と協働して環境への負荷が少ない持続可能な循環型社会を構築することを目的として、締結する成田市地球環境保全協定（以下「協定」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市内に事業所を有し、かつ事業活動を行っている事業者とする。

(協定の締結)

第3条 本市と協定を締結しようとする事業者は、別記第1号様式により市長に申出るものとする。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該事業者と別記第2号様式により協定を締結するものとする。なお、別記第2号様式に定めのない事項については、両者協議のうえ定めることができるものとする。

3 協定を締結した事業者（以下「締結事業者」という。）がこれを辞退しようとするときは、別記第4号様式を市長に届出るものとする。

(活動状況の報告等)

第4条 締結事業者は、協定で定める各種環境保全策に取り組むとともにその活動内容等について毎年度、別記第3号様式により市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けた事項に関して必要に応じて事業者に説明を求めることができるものとする。

3 その他、市長は、必要に応じて締結事業者の事業所等への実地調査を行うことができるものとする。

(協定の見直し)

第5条 市長及び締結事業者は、協定の締結後に社会情勢その他環境保全を取り巻く状況等に変化があったときは、両者で協議のうえ協定の内容を見直すことができるものとする。

(有効期間)

第6条 協定の有効期間は、原則として協定締結日から5年間とする。

2 市長及び締結事業者は、前項の規定による有効期間が満了する1か月前までに第3条第2項の規定による締結事業者からの届出がないときは、更に5年間継続するものとし、以後も同様とする。

3 市長は、第1項の規定による有効期間内において締結事業者が協定で定める環境保全策等を誠実に履行していない等の事由が認められるときは、協定を解除することができるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。